

東京大学大学院総合文化研究科 助教 公募要項

1.	職名及び人数	助教 1名
2.	契約期間	2025年4月1日～2026年3月31日
3.	更新の有無	更新する場合があります。ただし、更新は2回限りとし、更新の場合の任期は1年とする。最終更新後の任期は2028年3月31日までとする。更新は、従事している業務の進捗状況、勤務成績、勤務態度、健康状況、予算の状況、契約期間満了時の業務量等を考慮のうえ判断する。
4.	試用期間	採用された日から14日間
5.	就業場所	大学院総合文化研究科（東京都目黒区駒場3-8-1） 変更の範囲：本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
6.	所属	大学院総合文化研究科附属グローバル地域研究機構アメリカ太平洋地域研究センター http://www.cpas.c.u-tokyo.ac.jp/indexjpn.html
7.	業務内容	・グローバル地域研究機構アメリカ太平洋地域研究センターの情報基盤部門の諸業務（図書室運営に関する業務）、オーストラリア客員教授受入れに関する業務の補助。 ・アメリカ太平洋地域に関する研究活動。 変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある（意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
8.	就業時間	専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
9.	休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
10.	休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
11.	賃金等	学歴・職務経験等を考慮して決定。昇給制度あり。 参考 博士修了/34万円～ 諸手当 賞与（年2回）、通勤手当（原則55,000円/月まで）の他、本学の定めるところによる。
12.	加入保険	法令の定めにより健康保険（文科省共済）、厚生年金、雇用保険、労災保険に加入
13.	応募資格	1) アメリカ・環太平洋地域にかかわる研究を専門とし、着任時までに博士号を有するもの。 2) 日本語と英語の高度な運用能力をもつもの。（英語での会話やメールのやりとりが十分に行えるもの。） 3) 他の教職員と積極的に協力して業務にあたるもの
14.	提出書類	1) 東京大学統一履歴書（様式については以下のURLからダウンロードし作成すること。） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html ※記入要領については上記URLによらずに以下を参照ください。 https://www.c.u-tokyo.ac.jp/faculty/soumu/jinji/download-jinji/rireki_20220823.pdf 2) 研究業績リスト（主要な業績1点に○をつけること） 3) 主要研究業績3点以内（オリジナルでもコピーでも可）

		4) 業績と人柄に関して紹介可能な方2～3名の氏名、連絡先、および電子メールアドレス
15.	提出方法	<p>〈電子媒体での提出の場合〉 上記書類の電子ファイルを以下のURLにアップロードすること。 https://davw03.ecc.u-tokyo.ac.jp/public/cmZLQoPJs0Dq5NoDD0eIxUozh0DbrEEJnw_5StoIh2uQ ※2～3日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。</p> <p>〈郵送での提出の場合〉 封筒に「応募書類在中」と朱書し、記録が残る方法で下記住所に送付のこと。 ※応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。</p>
16.	応募締切	2024年11月25日(月)必着。書類選考の上、合格者に対し面接を実施する。
17.	問い合わせ先	〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1 大学院総合文化研究科グローバル地域研究機構アメリカ太平洋地域研究センター daihyo[at mark]cpas.c.u-tokyo.ac.jp 連絡の際には[]内を@に書き換えてください。
18.	募集者名称	国立大学法人東京大学
19.	受動喫煙防止措置の状況	原則敷地内禁煙(屋外に指定喫煙場所あり)
20.	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・「東京大学男女共同参画加速のための宣言(2009.3.3)」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。 ・産前・産後休暇、育児休業又は介護休業を取得した場合の契約期間の取扱い：産前・産後休暇及び育児休業を取得したことにより雇用期間を延長することがある(詳細は東京大学における教員の任期に関する規則第3条による)。 ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。